

最高裁秘書第3665号

令和7年11月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

異動期までに落とした件数によって裁判官の評価が変わることが分かる文書
(最新版)

(2) 苦情の申出がされた日

2月14日付け（同月17日受付）

2 答申番号

令和7年度（最情）答申第40号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）